出雲市第３子以降地域型保育事業保育料減免について

【事業の概要】

◆出雲市では、地域型保育事業に入所中で市内在住の第３子以降の児童の保育料を原則 1/2 減免します。

※ただし、対象児童の兄や姉が、幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等に入所しており、対象児童の保育料が国の制度で半額または無料となっている場合、市の減免制度は適用となりません。

【第３子以降の児童とは】

◆兄弟姉妹（18 歳以上・市外在住を含む）が３人以上いる世帯等のうち、当該世帯等の３番目以降の児童をいいます。

【保育料の減免を受けるためにはどうしたらよいか】

◆保育料の減免を受けるためには、本依頼書兼委任状の提出が必要です。なお、提出は毎年度必要です。

【保育料の減免の決定・取消について】

◆保育料等に滞納がある場合、減免の適用を受けることができません。

※現在、保育料等に滞納がある場合は、完納する必要があります。

◆保育料等を滞納した場合は、保育料の減免を取消します（減免を適用した月に遡って保育料の減免を取消します）。

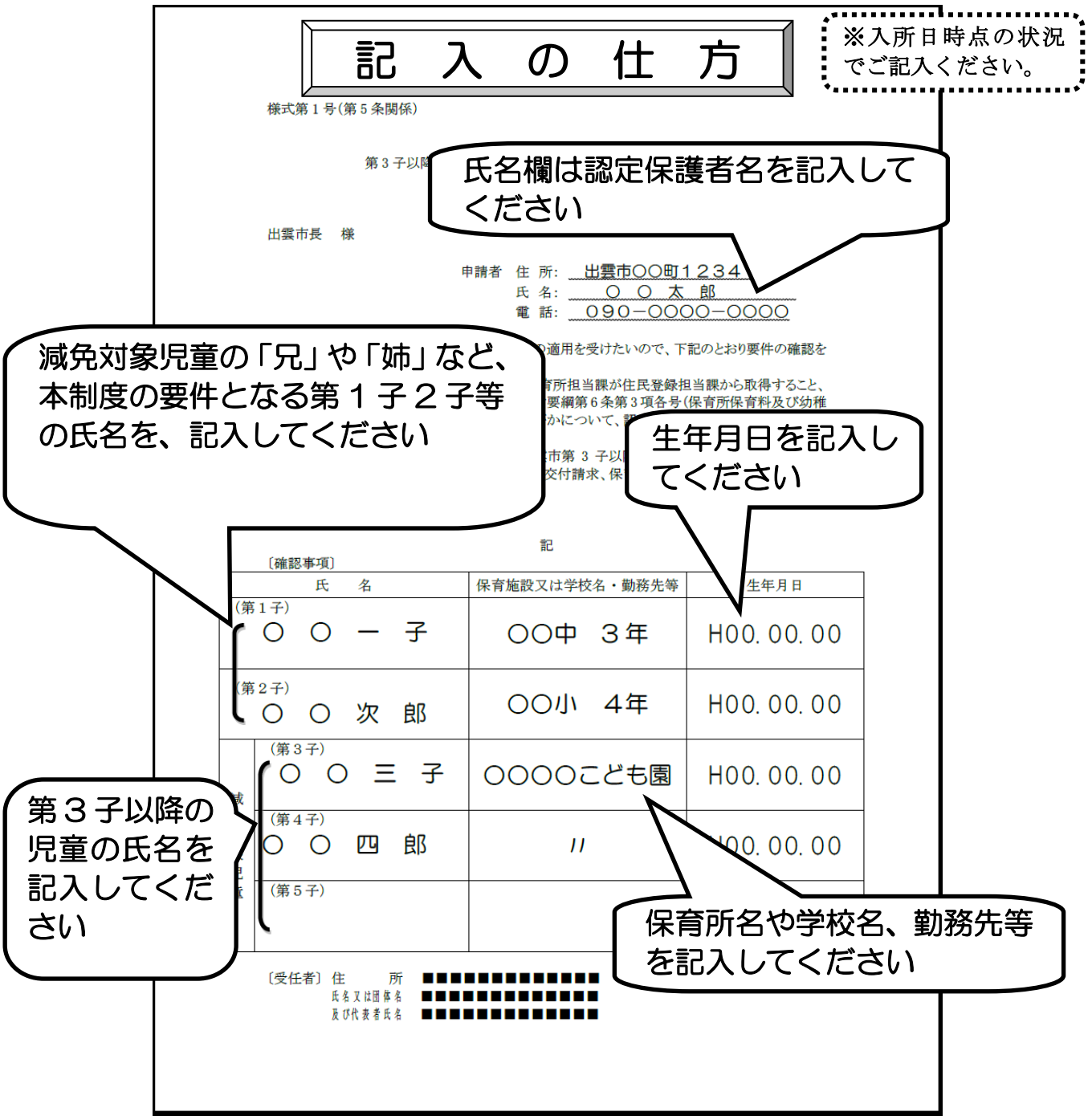

おたずね　　出雲市役所　保育幼稚園課　電話：21－6964（課直通）